

○公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和2年1月23日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦

1 調達に付する事項

- (1) 委託業務名 令和元年度茨城県観光パンフレット作成等業務委託
- (2) 委託業務の内容 令和元年度茨城県観光パンフレット作成等業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和2年3月31日まで

2 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により審査（プレゼンテーションは実施しない）を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

①企画力	・明確なコンセプトによる企画提案となっているか。 ・業務の目的、内容を理解し、茨城県の観光誘客に結びつく方を盛り込んでいるか。
②デザイン力	・パンフレットのデザイン、レイアウトは、茨城県の魅力を引き出すものとなっているか。また、読みやすいページ構成か。
③妥当性	・提案内容が業務の目的を達成するためにふさわしいものとなっているか。
④経済性	・適切な経費が見積もられているか。
⑤総合評価	・企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

4 手続き等に関する事項

(1) 担当部局

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局
(茨城県営業戦略部観光物産課 宣伝誘客グループ)
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6
電 話 029-301-3622 (直通)
F A X 029-301-3629

(2) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間

令和2年1月23日(木)から令和2年1月30日(木)までの午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)まで。

ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

イ 交付場所

上記(1)の担当部局に同じ。

ウ 交付方法

上記イにおいて直接交付又は下記URLからのダウンロード。

URL <https://www.ibarakiguide.jp/>

なお、直接交付を希望する場合は、上記(1)の受付窓口事前に連絡すること。

(3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和2年1月30日(木)午後5時必着

イ 提出先 上記(1)の担当部局に同じ。

ウ 提出方法 持参又は送付(送付記録が残るもの)に限る。

5 その他

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(4) 採択された企画提案書の著作権は漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会と受託者が共同で保有する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他詳細については説明書による。

令和元年度茨城県観光パンフレット作成等業務の公募に係る説明書

令和2年1月23日に公告した標記委託業務に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 令和元年度茨城県観光パンフレット作成等業務委託
- (2) 委託業務の目的 茨城県の観光資源などを紹介する総合パンフレットについて、詳細版・概要版の2種類を作成することにより、県内外で開催される街頭キャンペーンや全国の旅行会社などへのPRに活用し、本県への観光誘客に繋げる。また昨今のICT情勢を鑑み、WEBコンテンツ等へのアクセスを取り入れた新しい観光パンフレットを作成することを目的とする。
- (3) 委託業務の内容 令和元年度茨城県観光パンフレット作成等業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和2年3月31日まで
- (5) 見積限度額 金5,805,217円（消費税及び地方消費税額527,747円を含む）以内
なお、この金額は事業の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意してください。

2 参加者の資格に関する事項

当企画提案競争に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 企画提案書の提出手続き

- (1) 担当部局 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局（担当：小松崎）
（茨城県営業戦略部観光物産課 宣伝誘客グループ）
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
電 話 029-301-3622（直通）
F A X 029-301-3629

(2) 提出物について

①企画書及びラフデザイン案

企画書には、パンフレットの制作内容等を記載すること。

ラフデザイン（カラー印刷）には、以下の方針を反映しデザイン案を示すこと。

○詳細版

- ・表紙デザインは2案以上
- ・32ページ以上のデザイン案

○概要版

- ・4ページのデザイン案を2案以上

ア コンセプト（詳細版・概要版共通）

- ・既存の茨城県観光パンフレット「タビノススメ」のレイアウト、デザインを一新し、現在のトレンドを取り入れた、通年で県内の観光素材をPRできる保存性の高いパンフレットとする。
- ・20代～シニア層の旅行に関心の高い男女に手にとってもらえるような体裁・デザインとし、表紙については、一見で本県と分かるような写真やイラスト、題名を掲載すること。
- ・最新の観光スポットやアクティビティ、フォトジェニックポイント、グルメ等を掲載し、本県の新たな魅力を発見及び旅行需要の創出につながる内容とする。
- ・茨城県公式観光情報ポータルサイト「観光いばらき」や、いばキラTV「絶景動画」(youtube)などのWEBコンテンツとQRコード等を用いて連携し、電子媒体からの観光情報へのアクセスを容易にする要素を取り入れること。

イ 誌面構成

(ア) 詳細版・概要版共通

- ・パンフレットの題名は表紙の上部に記載し、ラック等に配置した際に題名が視認できるようにすること。
- ・本県のエリア分けは、旅行者が目的地を選びやすいエリア分けとする。(必ずしも、茨城県の定める地域区分(県北・県央・県南・県西・鹿行)に限らないものとする。)
- ・年間のイベントカレンダー(花、紅葉、祭り、花火大会など)を掲載すること。
- ・地図情報(掲載施設の位置関係が分かるものを含む)
- ・問合せ先(裏表紙に以下のとおり掲載すること)
発行／漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会

(茨城県営業戦略部観光物産課内)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-3622

【茨城の観光情報はこちら】

<http://www.ibarakiguide.jp/> ※左記URLのQRコードも掲載すること。

- ・首都圏及び茨城空港就航先からのアクセス情報
- ・その他必要な情報

(イ) 詳細版のみ

- ・県内の観光資源をテーマとして、絶景、グルメ、お土産、酒蔵、温泉(宿泊施設100か所程度、日帰り入浴施設含む)、花・植物、道の駅、アクティビティ、アウトドア施設(キャンプ場・BBQ場)などを掲載。
- ・地域ごとのスポット、年代・趣向に併せた周遊モデルコースを複数紹介。
- ・漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会会員のうち、委託者の指定する協議会員の会員名・ロゴなどを掲載するスペースを末頁に設けること。(A4ページ1/3程度のスペース)

(ウ) 概要版のみ

- ・デザインは詳細版と統一性をもたせること。
- ・詳細版に掲載する情報と整合性をはかり、概要版に掲載できない情報についてはWEBコンテンツから入手できるような構成とすること。

②見積書

積算基礎（デザイン・制作費，取材費，印刷費，製本費及び発送費の別）が明確な経費見積額（消費税等額を含む）を提出すること。

③会社概要

④委託事業に係る過去の実績

⑤企画提案提出書（様式第1号）

⑥資格要件に係る申立書（様式第2号）

⑦会社概要（パンフレット等）

(3) 提出書類の作成及び部数

- ・①については，1冊の資料としてまとめ，無記名のものを5部，社名を記載したものを1部提出すること。
- ・②～⑦については1部提出すること。

(4) 提出期限 令和2年1月30日（木）午後5時必着

(5) 提出方法 持参又は送付（送付記録が残るもの）に限る。

(6) 提出先 上記（1）の担当部局に同じ。

(7) 参加報酬 企画書作成にあたっての報酬は無報酬とし，各参加者が経費を負担する。

4 審査方法及び評価項目

- ・選定方法は，公募型プロポーザル方式とする。
- ・審査は，企画提案書を漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会が設置した審査委員会において行い，別途定める評価基準に基づき総合的に審査し，最適業者を選定する。
- ・採用・不採用は審査委員会終了後に通知する。
- ・審査の内容については，一切公開しない。
- ・結果についての審議申し立ては一切認めない。

5 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については，令和2年1月27日（月）午後5時まで，担当部局へのFAX（様式任意）又はメールにて受け付ける。

6 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は，提出者の負担とする。なお，提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は，企画提案書を無効にするとともに，不利益処分を行うことがある。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更，差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 採択された企画提案書の著作権は漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会と受託者が共同で保有する。
- (6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行いが，採用決定後，必要に応じて提案された内容を変更する場合がある。
- (7) 契約書作成の要否 要

(様式第1号)

企 画 提 案 提 出 書

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名印

印

この事業を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式第2号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名印 印

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会が実施する「令和元年度茨城県観光パンフレット作成等業務委託」の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。